

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 12 月 24 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

上舌集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 12 月 24 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 1 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・集落内で離農するような農家があるときは、地域の中心となる経営体へ農地を預け、農地を維持していく。
- ・イノシシの被害があり対策を講じていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 12 月 24 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

右近次郎集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 12 月 24 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・既存の認定農業者 1 名と法人を地域の中心となる経営体と位置づけ、農地の集積を促進する。
- ・法人では、農地集積により生ずる余剰労力を活用し、特産作物（サトイモ、ネギなど）の生産拡大を図る。
- ・生産物の高付加価値化を図るため、環境調和型農業を研究する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 1 月 24 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

橋爪集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 1 月 24 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 2 経営体（うち認定農業者：2 経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・近くにスターランドさかだにがあり、直売活動や環境保全型農業に取り組んでいきたい。
- ・集落営農組織がなく、高齢化とともに農地管理にかかる各農家の負担が大きなものとなってきている。今後も農地を維持していく必要があり、中心となる経営体と連携し農地の集積を進め、その経営体の効率的営農を図る。
- ・イノシシ、カラス等鳥獣の被害を減らすよう地域で取り組んでいく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 12 月 24 日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

萩ヶ野集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 12 月 24 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

集落営農 1 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

特になし

6. 地域農業の将来のあり方

- ・オペレーターとして集落営農の構成員を雇う中で、将来集落の農業を担う新規就農者を育てていきたい。
- ・中心となる経営体が効率よく営農できるよう、積極的な農地の集積に取り組む。
- ・水稻以外にネギ、キク、里いも等を導入拡大したい。
- ・中心となる経営体と連携し、鳥獣害対策に取り組む。